

母子及び父子並びに寡婦福祉法について

平成26年に国の「母子及び寡婦福祉法」が改正され、父子家庭への支援についても明記された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」になりました。

- ①就業支援の強化 就業に有利な資格講座を受講した場合に、その費用の一部が支給されます。
②父子家庭への支援の拡大 父子家庭も母子福祉資金の貸付を受けられるようになりました。



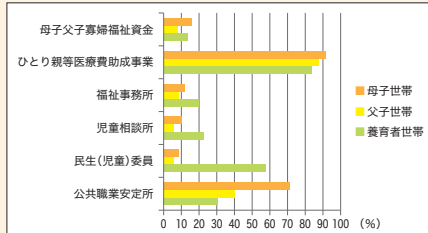
現在行われている

ひとり親家庭支援制度と利用状況

ひとり親家庭への支援として行われている制度は、子どもが18歳になるまで受給できるひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当などがあります。ただし、受給するには所得制限があります。

ひとり親家庭で1番利用されている制度は、ひとり親家庭等医療費助成であり、どの世帯でも80%を上回っています。これは平成22年より父子家庭も利用できるようになりました。

福祉制度の利用状況



※青森県ひとり親家庭等実態調査結果報告書

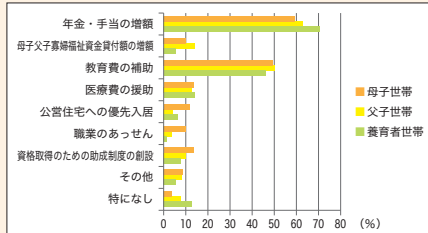


行政に求められている

ひとり親家庭支援

ひとり親家庭から行政に求めている支援としては、どの世帯においても、年金・手当の増額が60%前後で最も高く、2番目に高いのが教育費の補助で50%前後となっています。また、教育費の補助については、県内に住む母子家庭、父子家庭ともに子どもの大学への進学率が40%前後であることから、教育面において子どもへ影響を及ぼさないよう改善が望まれます。

行政に希望すること



※青森県ひとり親家庭等実態調査結果報告書

終わりに

ひとり親家庭が社会で活動していくには、行政による支援を充実させたり、周囲の支援が必要です。まずは一人一人が自分らしい生活を送れるよう、家族のかたちを考えてみましょう。

▼さんかく編集委員募集!!

男女共同参画や情報紙の編集に興味のある方、男女問いません。まずはご連絡ください。

◎企画課男女共同参画室
TEL 0173-35-2111
内線2157

相談窓口

- ①市家庭福祉課
TEL 0173-35-2111
②市ファミリー・サポート・センター
TEL 0173-35-8953
③西北地方福祉事務所
TEL 0173-35-2156
④財団法人
青森県母子寡婦福祉連合会
TEL 017-774-3780



編集後記

いろいろな支援があると思いますが、まずは周囲の見守りからではないでしょうか？
未来の元気な若者たちにエールを送りましょう。

(Y)



※この情報紙は市民からの公募による編集委員によって作成されています。
女性(Female)と男性(Male)がともに支え合い、対等な立場で社会(Society)を形成することを願っています。
第21号 企画課 男女共同参画室(内線2157)



家族のかたち

家族(家庭)には様々な形がありますが、今回はひとり親家庭について考えてみます。

平成26年時点で市が行っている支援制度に申請し、利用しているひとり親家庭の内訳は、母子家庭938世帯、父子家庭85世帯となっています。

平成22年より母子家庭しか利用できなかった支援制度について父子家庭も利用できるようになり、ひとり親家庭を取り巻く状況は緩和されつつありますが、依然として子育てを含め日々の生活に苦慮していることが明らかになっています。

そこで、ひとり親家庭にとってどのような社会環境がいいのか考えてみましょう。

仕事をしながら子育てできる環境がある

幼稚園、保育園の選択の幅が広く、遅くまで預かってもらえる

ひとり親家庭が暮らしやすい社会とは？

子どものことや親自身が相談できる人、相談機関がある

病気の際の医療費負担が少ない



充実した毎日を過ごすために、身近にあるひとり親家庭支援制度には、どのようなものがあるのでしょうか

地域に関係なく親子がいつでも気軽に行ける交流の場がある

ひとり親が心身ともにリフレッシュできる場がある